
令和3年度 公益社団法人日本農業法人協会事業計画書

令和3年4月1日～令和4年3月31日

I. 情勢

2020年の新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、日本経済は大きな打撃を受けることとなった。一旦は社会経済活動は持ち直す動きもみられたが、2021年1月に再び緊急事態宣言が発出されるなど、依然として厳しい状態が続き、予断を許さない状況である。

農業分野においても、入国規制等による外国人労働力の不足、外食等の業務用向けの農産物や高級食材、祝賀イベント自粛等による花き等の需要減少、観光農園や農家レストラン等の入り込み客の減少など、コロナ禍が長期化する中でその影響は大きくなってきている。

こうした状況の下、国は「新型コロナウイルス感染症」対策において、影響を受けた農家・農業法人等への国による経済支援策（経営継続補助金、農業労働力緊急支援事業、経営維持・再建に必要な資金支援等）を行っているが、まだ出口の見えない状況においては、これら施策の継続、拡充が重要となってくる。

また、農業・農村地域における、従来からの課題である、生産基盤の弱体化は依然として歯止めがかかっておらず、基幹的農業従事者の減少・高齢化の進行、生産現場の人手不足、耕作放棄地の増加等が続いており、地域農業の持続的な発展に向け、農地の利用集積・集約化、地域の担い手の確保・育成、多様な働き手が活躍できる環境整備、生産性の高い農業経営の実現が喫緊の課題となっている。

加えて、令和2年度は、日本経済の発展に大きな影響を与える国際協定として、RCEP（地域包括的経済連携）協定が合意（11月15日）、日英包括的連携協定が発効（1月1日）され、今後関税の引き下げや撤廃等で価格競争が起きるなど、農業経営への影響も大きいと考えられる。

農業経営力の強化のためには、農地の利用集積・集約を加速度的に進めること、農業資材価格をより一層引下げること等により、これまで以上に生産コスト削減に努め、持続的な農業経営の確立、国際競争力の向上が必要となる状況である。

一方で、国は、令和2年11月に「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を取りまとめ、同年12月には「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂し、輸出拡大に向けた施策の充実を図っている。2030年までに5兆円の輸出拡大を目指す計画であり、長期的に人口減少により国内消費の先細りが見込まれる中、大きなビジネスチャンスでもあり、輸出を視野に入れた経営戦略や取り組みも必要となってきた。

また、国では、2050年のカーボンニュートラル社会への宣言やSDGs等の環境に

配慮した取り組みなどをふまえ、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現していくために、令和3年5月までに「みどりの食料システム戦略」として策定するとしている。さらに、社会全体で推進されるデジタル化に対し、農業分野のスマート技術の導入や行政手続きのオンライン化対策を推進するとしている。

このような中長期的な展望や国際的な動向等に対しても、しっかりと情報収集等を行いつつ対応していく必要がある。

II. 基本方針

日本農業法人協会が設立された平成11年に「食料・農業・農村基本法（新基本法）」が制定され、農業の持続的な発展のためには、経営意欲のある農業者による創意工夫をこらした農業経営が展開できるようにすることが重要で、農業経営の法人化の推進を図ることも明記されている。

当協会は、国内外の情勢を鑑み、新基本法の理念や施策の方向性に則って、日本農業、農業法人の発展に寄与するために、令和3年度は次の3点を基本方針として協会活動に取り組む。

一、 持続可能な農業経営の早期確立

国民に良質な食料を合理的な価格で安定的に供給するため、農地の集積・集約を強力に進める等の政策提言を実施し、農業の生産性向上を図り、将来にわたり持続可能な農業経営を早期に確立する。

一、 災害やリスクへの備えによる農業経営力の強化

新型コロナウイルス等の未知の感染症の流行や大規模な自然災害といった不測の事態が今後も発生することを想定し、事業継続計画（BCP）の策定や生産管理、衛生管理等のリスクマネジメントを強化し、防災、減災、危機管理等の事前の備えを農業経営者自らが行うことが重要であり、その取り組みを普及・定着させる。

一、 重要な政策課題の情報共有及びその解決に向けた政策提言活動の実施

今後導入予定のインボイス制度等、農業法人や農業経営に影響を及ぼす重要な課題や施策の動向等について、早い段階から情報収集し、会員向けに情報提供や勉強会等を行い、課題に対する理解と共有を広げて、協会として一丸となって提案提言活動や事業推進等を実施する。こうした取り組みにより、農業法人の存在感・認知度を向上させ、法人協会組織の発展（3,000会員拡大等）を図っていく。

以上の基本方針に基づいて、次のとおり重点課題事項、行動計画を定めて具体的に取り組んでいく。

《令和3年度・重点課題事項》

1. 「政策提言力・実行力の強化」
2. 「当協会及び農業法人の価値向上と信頼の獲得」（広報強化）
3. 「会員等を支援する、各種サービス・支援策の実行」
4. 「自主・自立組織体制の確立」

Ⅲ. 行動計画

1. 「政策提言力・実行力の強化」

農地の集積・集約や資材価格の引下げ、収入保険の見直しといった政策提言として継続的に要請している重点項目や、喫緊の政策課題（米対策、輸出等）、耕種・畜産といった品目ごとの課題の解決に向けて、政策提言委員会を中心に引き続き政策提言活動の充実に努める。具体的にはエビデンスに基づく政策提言（政策提言活動の高度化）、提言実現に向けたフォローアップ活動、提言結果の速やかな広報、会員への丁寧なフィードバックの実施に努める。

また、協会運営上の課題解決等に向け、会員役員による会合を定例化するほか、政策提言委員会を始め、「組織運営委員会」、「経営強化委員会」、「人材強化委員会」を前年度に引き続き開催し、協会活動の活性化、実行力の強化を図る。

(1) 政策提言活動の更なる高度化

- 政策提言活動にあたっては、政策提言委員会や各委員会、ワーキンググループ等での議論を基本としつつ、アンケート調査等により広く会員の声を集め、農業法人の実態をエビデンスとして整備した上で、農業法人の経営発展に向けた様々な提案・提言を行い、政策決定への参画と意見の反映に努める。
- 会員の声を集める手法は、会員の負担を可能な限り軽減するため、メール、WEB会議、WEBアンケートフォームなどを積極的に活用する。
- 国の予算要求や制度改正等へ直結させるため、国の政策検討スケジュールを踏まえ、タイムリーな政策提言を行う。
- 農林水産省を始めとする政府との連携強化のため、政策策定に必要となるアンケート調査や各種会議への参画依頼は積極的に受託する。
- 都道府県農業法人組織が取りまとめた政策提言要請内容について収集に努めるとともに、同組織等の要望に基づき、当協会が窓口となって中央省庁等の担当部局へ繋ぐ陳情活動を支援する。

(2) 政策提言実現のためのフォローアップ活動等の実施

- 政策提言の確実な実現のために、政策提言の重点要請項目や品目ごとにワーキンググループを組成して、農水省関係部局等との意見交換等のフォローアップ活動を積極的に実施する。また必要に応じて、国会議員やマスコミ等への個別レクチャー等、政策実現のための効果的な活動を行っていく。
- 提言の成果については、農水省等関係省庁との意見交換の結果等について、メール・ホームページ・「アグリビジネス経営塾」等を活用し、会員に対してタイムリーにフィードバックするとともに、メディア等を活用して、広く世の中へ情報発信するよう努める。

(3) 役員間での会合や委員会活動の充実、実行力の強化

- 理事会、常任理事会に加えて、前年度から引き続き、会員理事・会員監事等による会員役員等懇談会を月例で開催し、役員間での情報共有や意見交換を密にして協会運営を行っていく。
- コロナ禍が長期化する中においても委員会活動が停滞することなく、活動の

活性化、高度化が図れるように委員会活動のあり方を見直しつつ、副会長の強いリーダーシップの下、委員会活動に取り組む。

(4) 災害頻発に備えたBCP策定による経営継続力の強化と支援措置の要請

○会員法人が自らの経営継続力の強化のためのBCP策定を推進する。併せてBCP策定によるリスク軽減効果等の分析、検証に取り組み、BCP策定者に対する支援措置を検討・要請をしていく。

(5) 最新政策の情報収集及び農業法人の経営実態等に関する調査・分析の実施

○政党の農林関係部会や食料・農業・農村政策審議会等農林水産省における各種会議等については極力参加し、会議内容等について情報収集し、最新政策の検討状況を把握し、政策提言活動に反映するよう努める。

○会員に対して、農業法人実態調査等を実施し、多様な経営ニーズを的確かつ客観的に把握・分析することで、経営改善や経営発展に資する政策提案に繋げる。

○会員法人の実態を広く周知するため、上記調査内容を取りまとめた「農業法人白書」を作成する。

(6) 中長期的な視点にたった勉強会の開催

○中長期的な視点にたって、会員の経営力向上や今後の政策提言につながるような勉強会を随時開催する。

2. 「当協会及び農業法人の価値向上と信頼の獲得」（情報発信強化）

当協会・農業法人の価値向上や信頼の獲得のため、都道府県農業法人組織等と連携した、情報発信活動を強化する。

(1) 情報発信の強化（HP・SNS等）

①会員等への情報発信強化

○見やすく分かりやすいHPの制作

会員向け、会員外の一般国民向けと見やすく分かりやすい画面、動画の活用等を考慮した制作を行う。

○都道府県農業法人組織との連携強化（会員の活躍等の情報提供）

都道府県農業法人組織や会員から有益な取り組みやメディアに掲載された会員の情報などを収集し、必要に応じ追加取材等を実施した上で、協会HPで紹介し、協会及び会員の認知度を向上させるとともに、他の会員の活躍や取り組みについて、会員間でも共有、活用できるようにする。

○SNSを活用した情報発信

現在実施中のFaceBookに加え、インスタグラムなどの新たなツールの活用も検討を進める。

②メディア・情報発信企業等との連携強化（パブリシティ強化）

・プレスリリースに際しては、メディアごとに個別レクを行う等、連携強化に努めて、メディア掲載数の向上を図る。

・農業の情報を発信する企業と積極的な連携を図り、相互の情報の掲載や

発信に努める。

3. 「会員を支援する、各種サービス・支援策の実行」

会員拡大のための各種会員支援サービスの充実

(1) 次世代農業経営者の育成・支援

①次世代農業サミットの開催

○実行委員会により企画・運営を行い、開催にあたっては関係団体や担い手農業者組織等と協力して幅広い若手農業者を集め、経営力向上や仲間づくりの支援を行う。

○リアル開催を基本としつつ、コロナ禍の拡大状況等をふまえ、WEB形式によるサミット開催等について適時適切に判断して、年2回開催する。

(第8回令和3年7月、第9回令和4年2月)

○次世代農業経営者向けのオンラインによるセミナー・交流会等の開催も併せて実施する。

②若手農業経営者との農水省との意見交換会

○農林水産省の行う事業や施策等について、若手農業経営者の要望や関心をふまえてテーマを設定して意見交換会を開催し、若手農業経営者の政策への理解の推進や人脈作り等を支援する。

(2) 人材確保・育成支援

①農業法人等への就職、雇用創出に対する支援

○農業法人等の従業員の確保及び農業・農業法人に就業することの魅力を発信するため、農林水産省の支援を受けて、学生や社会人を対象とした農業就業体験「農業インターンシップ」を実施する。

○関係団体等と連携し、「新・農業人フェア」にブース出展するとともに、就農を希望する学生や社会人が、フェアへの参加から就農まで確実にステップアップできる一貫した仕組みの構築に取り組む。

②就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業

○厚生労働省の委託を受けて、就職氷河期世代支援プログラムに基づき、農業分野への就職を希望する人材に対する職業訓練、資格取得支援等を前年度に引き続き実施する。

○農業法人に従事する就職氷河期世代で、雇用期間の定めのない社員（6か月以上）の正社員化時における大型特殊免許や建設系機械操作技能等の取得を支援する。

○資格習得の訓練事業は年4回（第3回4月、第4回7月、第5回10月、第6回1月）、各回定員50名（年間200名）にて実施予定。

③農業経営における女性活躍の推進

○農業経営体での女性の活躍を目的に、ホームページによる人材育成、ワークライフバランス、職場の労働環境の改善等に関する情報提供を行う。

④農業法人等の従業員のスキル向上に資する研修会の開催

○農業法人等の役職員を対象に、農薬・肥料の基礎知識や安全に農作業を行うために必要な知識・技能を習得する研修会を関係機関・団体、アグリサポート倶楽部会員と連携して行う。

⑤人材の農業適性・資質向上に関する支援

○雇用就農を目指す人材や、従業員のキャリア育成等に資するため、農業法人経営における人材の適性・資質・価値観・モチベーションと行動特性を総合的・多面的に測定する仕組みを検討する。

⑥関係農業団体との連携による雇用労働力確保の推進

○多様な農業人材の確保・育成等を協議する「農業労働力支援協議会」の開催を支援する。

(3) 経営改善・事業継続支援

①農業経営関連情報の発信

○電子メールとFAX通信網等を活用し、専門家による最新情報や研修・各種会合の開催情報など、経営に役立つ様々な情報を「アグリビジネス経営塾」等を通じてタイムリーに会員へ提供し、農業経営における課題解決を支援する。

②金融・保険サービス支援の強化

○(株)日本政策金融公庫が融資する「スーパーL資金法人向け円滑化貸付」のための経営診断を実施し、農業法人の決算処理のあり方について普及・啓発する。

○関係団体等と連携し、農業法人経営のリスク負担を軽減するため、「食品あんしん保険制度」や「家畜再生産費用補償保険制度」等を活用した農業セーフティネット支援対策を充実し推進する。

○人材の安定確保や福利厚生の実施等の観点から、会員限定の従業員等の傷害保険制度の利用を促進する(従業員等傷害保険活動)。

○労働災害による賠償リスクに備え、政府労災給付金で不足する賠償責任額との差額を補てんする制度を会員限定サービスとして推進する(団体使用者賠償責任保険活動)。

③会員と外食・中食産業等を繋ぐ販路開拓支援

○関係団体等と連携し、ビジネスマッチング(農業法人の商品展示・商談会、異業種とのビジネス相談会、輸出等海外事業の促進、交流会や相談活動)を実施し、会員の販路拡大や事業展開を支援する。

○ジェトロ(独立行政法人日本貿易振興機構)・農林中央金庫・JRO(NPO日本食レストラン海外普及支援機構)との連携により、海外情報の提供、ビジネスマッチング支援等、会員の海外事業展開を支援する。

④会員の経営相談支援

○都道府県農業経営相談所等の相談窓口の周知・支援を行うとともに、専門家・企業等が参画するアグリサポート倶楽部会員による経営課題の解決支援を行う。

○新たな取引を始めるとき、既存の取引を拡大するときなど、取引先企業に関する参考情報を提供する信用情報活動を会員限定で行う。

(4) 各種会員間や民間企業、研究機関等との連携強化

①アグリサポート倶楽部の運営

- 当協会の活動に関心を持つ企業・専門家等がその事業や活動等を通じ農業法人会員等を支援するアグリサポート倶楽部を運営する。
- 農業経営に資するサービスや商品情報等を効果的に発信するため、ホームページによる情報発信、有料情報提供サービス「農業経営サポート便」（「農業情報おまとめ便」と「耳より情報・個別便」）の充実を図る。
- 農業法人会員との連携を深め、様々なサービスや情報を農業経営に反映させるための交流を支援するため、コロナ禍の情勢をふまえて、オンライン交流会等の充実を図る。

②経済団体・企業、研究機関等との連携強化

- 経済団体・企業、研究機関等との農業技術革新・連携フォーラム等の取組みにより、相互理解を増進するとともに、会員の連携ニーズに対応する人的ネットワーク構築や最新技術情報の提供、経営課題の解決を支援する。
- 農研機構（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構）との連携により、会員への様々な技術情報の提供を行うとともに、技術開発ニーズに関する意見交換を行う。
- 当協会だけでは解決できない会員の経営課題に向けては、対応する力を有する企業・機関等と業務協力、提携することで、解決能力を強化する。

(5) 外国人材関連事業の拡大

①外国人材（技能実習、特定技能）の受入れ及び技能修得の支援

- 外国人技能実習生の新規受入れ会員の獲得と既存受入れ会員の再受入れの確実な実施を図る。
- 一般監理事業監理団体として、適正かつ円滑な監理業務を行うとともに、外国人技能実習制度を活用している会員間の情報交換等を行う。
- 外国人技能実習生農業研修会の受講者の新規獲得と受講実績のある監理団体の再受講の確実な実施を図る。
- 特定技能制度の適正な活用を目的に、活用状況や雇用状況等の調査を実施し、調査結果を基に適正な制度運用に向けた各種普及啓発等を実施する。
- 会員等の農業経営体が特定技能外国人材を円滑に受入れられるよう、登録支援機関として支援等を行う。

4. 「自主・自立組織体制の確立」

(1) 会員拡大に向けた取組の強化

①都道府県農業法人組織との連携強化（助成支援 等）

新規入会者獲得を目的とした、（オンライン）セミナー等の開催支援の他、

セミナー講師紹介などの支援を経済面も含めて積極的に実施する。

②入退会理由の分析と改善策の検討・実施

○入会理由、退会理由の分析を進め、課題に対する対策を講じる。

○直近の入会企業や退会時の理由ヒアリングを徹底し、状況の集約を行うとともに調査結果を都道府県農業法人組織とも共有し、改善策を検討する。

③組織運営委員会での議論をふまえた対応

○会員拡大について組織運営委員会での議論をふまえて具体策を検討し実施していく。

(2) 事業遂行のための進捗管理、体制強化

①各事業の収支管理（PDCAの実施、事業の改善・見直し）

○各事業の収支について、半期ごとに、対計画実績、対昨年実績と比較し、課題の発掘および事業見直しを含む、改善策を講じる。

②事務局体制の整備

○事務局内の情報管理体制の整備（セキュリティ対策の強化 等）

セキュリティ体制を強化し、感染や情報漏洩リスクを最小限に抑える。強化はハード等その他、職員への研修など意識面での体制強化も実施する。

○職員の育成・教育支援（評価制度、研修計画）

・業務目標等点検シートにより規定に則って人事評価を行うことで、処遇に反映するとともにマネジメントや人材育成のツールとして活用して、職員のモチベーション維持や公正な評価と配分を実現する。

・協会職員として職責に応じた能力を付けることができるように、必要な研修を計画、実施する。

○リモートワーク体制の充実 等

コロナ対策として、リモートワークを充実させていく。

リモートに必要な体制（ウィルス対策、ハード/ソフト支援等）を強化するとともに、必要に応じて職場環境等を整備し充実を図る。

(3) 新規事業の企画・検討

①協会の収益の柱となる、新規事業の検討

補助事業等に依存せず、長期的、安定的な協会運営を実現するため、新規事業の企画・検討を進める。

令和3年度主要会議日程（予定）

日程	会議名称
【令和3年】	
4月中旬	都道府県農業法人組織事務局担当者会議
5月21日（金）	第35回監事会
5月27日（木）	第24回都道府県会長会議、4委員会
5月28日（金）	第79回理事会、常任理事会
6月17日（木）	第42回総会・全国農業法人夏季セミナー 第80回理事会
～18日（金）	（自主的研究会など併催）
7月	第8回次世代農業サミット
9月16日（木）	第81回理事会、常任理事会
10月29日（金）	第36回監事会
12月16日（木）	第82回理事会、常任理事会
12月中旬	農業技術・連携革新フォーラム2021
【令和4年】	
1月～2月	ブロック会長・事務局会議
2月8日（火）	第25回都道府県会長会議、4委員会
2月9日（水）	第83回理事会、常任理事会
2月	第9回次世代農業サミット
3月10日（木）	全国農業法人春季大会・春季セミナー
～11日（金）	（自主的研究会など併催）

※各会議は、対面開催とWEB開催の併用

※会員役員等懇談会は、原則、毎月実施

※都道府県会長会議は、必要に応じてWEB開催

※ブロック別交流会は、開催県と調整の上、開催

（東北・北海道、関東、北信越、東海、近畿、中国四国、九州・沖縄）